

**バンパ通りにおけるキッチンカー出店に関する要項**  
**【11月8日(土), 9日(日), 15日(土), 16日(日)出店分】**

**1 事業目的**

まちなかのシンボルである二荒山神社前を多くの人で賑わう魅力的な空間とすることを目的とした「バンパ通り」の社会実験において、キッチンカーの出店を実施するもの

**2 募集概要**

**(1) 募集店舗数及び出店期間**

11月8日・9日は6枠程度, 11月15・16日は5枠程度を予定

※ 具体的な営業場所は, 市が定めた運営上支障がない場所とする。

※ 上記期間のうち, 出店希望日の中から市が認めた日に限る。

※ 募集店舗数を超える場合は, 抽選により決定する。

**(2) 出店可能時間**

午前9時～午後6時

※ 出店準備から退店撤去までの作業時間を含める。

※ 交通規制(一般車両進入禁止)は, 午前8時～午後7時までとしていることから, 車両搬入時間は, 午前8時～午前9時の間とし, 車両搬出時間は, 午後6時～午後7時の間とする。

**(3) 占用料**

本事業においては, 占用料の負担はないものとする。

※ 出店に必要なすべての費用等は出店者の負担とする。

**(4) 販売可能物品**

食品衛生法の規定に基づく飲食物(酒類を除く)とする。

**3 応募条件**

申請者は代表者とし, 次の要件をすべて満たす者とする。

※ 下記の条件は, 出店に携わる方全員が満たしている必要があります。

- ・ 市内に営業所又は住所がある個人, 事業者
- ・ 市内でキッチンカーの営業許可を有するもの
- ・ バンパ通りへのキッチンカー出店の趣旨を理解し, 目的に沿ったサービスを提供できる者
- ・ 生産物賠償責任保険(PL保険)等に加入している者
- ・ 過去2年以内に, 食品衛生法に基づく行政処分を受けていない者
- ・ 保健所の指導に従い適切な衛生管理ができる者
- ・ 市税に滞納のない者

- ・ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員等（暴力団員法第2条第6号に規定する暴力団員をいう）でない者
- ・ 暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していない者
- ・ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者
- ・ 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又はその団体に属さない者
- ・ その他、市が指示する遵守事項を遵守できる者

※ 警察への身元照会を実施します。

※ 市税の滞納確認を実施し、滞納があった場合は出店不可とします。

#### 4 出店にあたっての条件

##### (1) 出店関連

- ・ 販売可能物品は、食品衛生法の規定に基づく飲食物（酒類を除く）とすること
- ・ 販売する食材は、安全が認められている食材であること
- ・ 販売価格は市場価格を基準とし、不当な価格で販売しないこと
- ・ 営業に必要な電気や水等は、出店者で用意すること
- ・ 火気を使用する場合、消火器を常備すること

##### (2) 市事業への協力

市が実施するアンケート（利用者の声や売り上げ等）に協力すること

##### (3) ごみ処理等

- ・ ゴミ箱を設置するとともに、出店者の責任で回収すること
- ・ 出店形態は通りの景観に配慮すること
- ・ 販売終了後は設置したものを毎日全て撤去し原状を回復するとともに、通り内の美化に努めること

##### (4) その他

- ・ 雨天等により急きょ出店を中止する場合は、市に事前に連絡すること
- ・ 不慮の事故、市民からの苦情等が生じた場合には、出店者がその責任において一切に対応すること
- ・ メニュー看板やのぼり旗等を設置する場合は、車両周辺の概ね1m以内の常時管理可能な範囲とし、合計3点程度とすること
- ・ 道路付属物等を損傷した場合、市に速やかに連絡するとともに、出店者がその責任において速やかに原状回復をすること
- ・ 車両移動時以外はエンジンを停止させること
- ・ エンジンと電気系統が連動している場合は、市に事前に相談すること
- ・ 発電機を使用する場合は、静音仕様のものを使用する、養生を行うなど、

稼働音への配慮を行うこと

- ・ 営業中に BGM 等を流さないこと
- ・ 来訪者や近隣住民に影響を与える行為（エリア内を歩きながらのチラシの配布等）や拡声器を使用した呼び込み等を行わないこと
- ・ その他関係法令を遵守すること
- ・ 本要領に定めのない事項については、事前に市に協議すること
- ・ 雨天や荒天時、自然災害時など、本事業を中止する事情が生じた際はキッチンカー出店についても中止となります。なお、中止時の営業補償はいたしませんので予め御了承ください。
  - ※ 天候不良等による中止に伴う日程変更の対応はいたしませんので、予め御了承ください。
  - ※ 営業は道路使用が認められた範囲に限ります。なお、道路使用の協議により出店が認められない場合があります。

## 5 出店の取消

次のいずれかに該当する者は出店許可を取り消すこととする。また、出店取り消しにより出店者が被る損害に対しては、市は一切責任を負わない。

- ・ 応募条件に反する事実が判明した場合
- ・ 販売した飲食物により利用者に事故（食中毒）が発生した場合
- ・ 利用者とのトラブルが度々発生した場合
- ・ 出店条件を厳守しない場合や、その他市が出店を不相当と判断した場合

## 6 応募方法

### (1) 出店申込（必要書類）

- ・ 出店申込書
- ・ 誓約書
  - ※ 全員の身分証明書〔運転免許証（表面、住所変更がある場合は裏面も）、または、マイナンバーカード（表面）等〕の写しを添付願います。
- ・ 営業許可書一式の写し
- ・ 生産物賠償責任保険等の証明書の写し
- ・ 車検証の写し
  - ※ 車検満了日の記載がなく、確認できない場合は、自動車検査証記録事項（A4サイズ）の写しを提出願います。
- ・ 出店形態が分かる写真（設置予定の看板等も含めること）
  - ※ ナンバープレートが確認できるもの

(2) 提出期限

令和7年10月17日（金）正午必着

(3) 提出場所

宇都宮市都市整備部NCC推進課都心部まちづくり推進室  
(市役所本庁舎11F)

(4) 提出方法

- ・ NCC推進課窓口への持参
- ・ 郵送（※ 締切日必着）
- ・ メール（[u55000805@city.utsunomiya.tochigi.jp](mailto:u55000805@city.utsunomiya.tochigi.jp)）  
件名「キッチンカー出店申込書」としてください。

(5) 決定通知

令和7年10月27日（月）予定

7 問合せ先・提出先

〒320-8540

宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市 都市整備部 NCC推進課 都心部まちづくり推進室

電話 : 028-632-2643

FAX : 028-632-5421

メール : [u55000805@city.utsunomiya.tochigi.jp](mailto:u55000805@city.utsunomiya.tochigi.jp)